第１３号議案

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年新宿区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号」に改める。

附則第 3 項の前の見出し及び同項から附則第 5 項までを削る。

附　則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の施行等に伴い引用法律名を改めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防業務従事手当の特例に関する規定を削除する必要があるため